

# 夜間対応型訪問介護運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する夜間対応型訪問介護 第二松丘園ケア・サポート(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護職員等が要介護状態にある利用者に対し、適正な夜間対応訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう夜間対応型訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業所の訪問介護員は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持も若しくは改善を図り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる支援をおこなうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 第二松丘園ケア・サポート
- 2 所在地 千葉県山武郡横芝光町宮川12103-1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤兼務)  
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 面接相談員(オペレーター兼務) 介護福祉士  
面接相談員は、事業所に対する事業の利用の申込に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
- 3 訪問介護員等 必要数

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午後6時00分から翌朝8時00分までとする。  
(夜間対応型訪問介護の内容)

第6条 内容は次の通りとする。

- (1) 定期巡回サービス
  - (2) 隨時訪問サービス
- イ) 夜間対応型訪問介護のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合に応じた額とする。
- 2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う夜間対応訪問介護等に要した交通費は、通常事業の実施地域を超えたところから1キロメートルごとに50円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横芝光町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 8条 事業所は、サービス提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに管理者、主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供による事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 虐待防止及の為の対策を検討する委員会を定期的に開催と共にその結果について職員に周知徹底を図る。
4. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむをえない場合を除き身体拘束を行ってはならない。身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (苦情処理)

第9条 事業所はサービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第10条 感染症や非常災害時の発生時においてサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図る業務継続計画(BCP)を策定し計画に従い必要な措置を講ずる。職員に業務継続計画を周知し研修・訓練の実施。定期的に計画の見直しもする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内  
(2) 繼続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
3 従業者であったものに、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  
4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人九十九里ホームと協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年 4月1日より施行する。

この規程は、令和6年 4月1日より施行する。

# 夜間対応型訪問介護重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

- ・事業所名 第二松丘園ケア・サポート
- ・事業所番号 1299100022
- ・提供サービス 夜間対応型訪問介護
- ・管理者及び連絡先 村越 善子  
第二松丘園 0479-84-3969
- ・提供区域 横芝光町全域

## 2. 事業所の職員体制(平成24年4月 現在)

- ・管理者 1名 (常勤兼務)
- ・面接相談員 1名 (常勤兼務)
- ・訪問介護員  
オペレーター 7名 (常勤兼務)

## 3. サービス提供時間

- ・営業日 月曜日から日曜日(年中無休)
- ・サービス提供時間 午後6時00分から翌朝8時00分

## 4. 訪問介護の内容及び利用料

### オペレーションセンターサービス

電話通報により会話をし安否をお尋ねします。常に安心を提供しながら状況により訪問などの要否を判断し、適切に対応します。

### 定期巡回サービス

ご自宅を定期的に巡回訪問して各種の介護、介助を行います。

### 随時訪問サービス

通報により体調不良時、排泄介助等に速やかに対応します。

#### ① 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割)

やむを得ない場合で、尚ご利用者又は御契約者に同意を得て2人で訪問した場合には、2人分の料金になります

##### 夜間対応型訪問介護利用時間(18:00～翌朝8:00)

基本夜間対応型訪問介護費 (1ヶ月につき989単位)

定期巡回型サービス費 (1回につき372単位)

随時訪問費サービス費(I) (1回につき567単位)

随時訪問サービス費 (II) (1回につき764単位)

- ② 運営基準(政省令)で定められた「その他の費用」(全額、利用者負担)
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、利用者負担)
- ④ 交通費は、サービス提供を行う地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域にお住まいの型は、通常の実施地域を越えて1キロメートルを増すごとに片道50円を頂きます。
- ⑤ 訪問の際、サービスを提供する為に使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。
- ⑥ 尚、②③の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前説明を致します。
- ⑦ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施していると届出していますので、所定の割合に応じた介護報酬を加算します。

## 5. サービス利用の中止

(ア) サービスの利用の中止をする際には、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話) 0479-84-3969

(イ) 定時訪問利用者の都合でサービスを中止する場合には出来るだけ

サービスの前々日までにご連絡ください。尚前々日までにご連絡がない場合には、1回につき1,000円のキャンセル料を頂きます。

## 6. 合鍵の管理及び紛失の時の対処法

合鍵の管理場所・管理については、預かり書を交わし、厳重かつ細心の注意で取り扱います。又利用者・家族等の希望により協議の上、キーボックスを設置いたします。万が一、紛失した際は、直ちに管理者へ報告し、ご利用者、ご家族と協議の上、当法人負担により鍵の交換設置を致します。

## 7. 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

## 8. 相談窓口、苦情対応

- ・ 相談責任者 管理者 村越 善子
- ・ 対応時間 8:00~17:00まで
- ・ 電話番号 0479-84-3969
- ・ FaX番号 0479-84-3970

《公的機関》

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 横芝光町役場福祉課介護班   | 0479-84-1257 |
| 受付時間              | 8:30~17:15   |
| 2. 千葉県国民健康保険団体連合会 | 043-254-7174 |
| 受付時間              | 9:00~17:00   |
| 3. 千葉県社会福祉協議会     | 043-245-1104 |
| 受付時間              | 9:00~17:00   |

9. 緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に事故による利用者の怪我及び利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・家族及び介護支援専門員に連絡をとる等必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明いたしました。

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容を承諾し、交付を受けました

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(代理人 \_\_\_\_\_ )